

## 火災発生時対応フロー

<ホーム内が火元の場合>

- ① 火災報知器の鳴動があったら、棟内全室を確認する。(居室はスペアキーで開錠)  
→ダブルチェックして誤作動であることが確認できれば警報を解除して収束。ただしサビ管及び管理者に即時報告する
- ② 火災の発生が確認された場合、
  - (ア) 小さな火災であれば、消火器を使って消火する。(炎が背の高さまで)
  - (イ) 炎が大きい場合、または消火ができなかった場合は  
在宅入居者全員(トイレ、入浴中がないかも確認)に声をかけ、スタッフ自身も建物外にすぐに避難し、

**最大限に大きい声で「火事です！火事です！」と連呼し、近隣の方に知らせる**

**避難時に貴重品の持ち出しは一切禁止、その場からすぐ避難**

- (ウ) 入居者、スタッフ全員が揃っているか確認する。

**もし逃げ遅れた人がいても、絶対に建物に戻ってはならない**

- (エ) **119番**に電話し、以下を通報する

**「火事です。消防車をお願いします」**

**「住所は\_\_\_\_\_です」**

**→白旗 = 藤沢市白旗 1-9-26**

**→立石 = 藤沢市立石 1-15-40**

**「逃げ遅れた人はいません (○名います)」**

**「怪我人はいません (○名います)」**

- ③ スタッフは避難完了後、早急に責任者(サビ管または管理者)に連絡する
- ④ 連絡を受けたサビ管及び管理者は相互に連絡を取り合い、事態の認識を共有する
- ⑤ サビ管及び管理者は発生現場に急行し、事態の收拾を行う

<事後対応>

- ① 管理者は発生の経緯、原因を調査
- ② 再発防止策を策定し、町内会に報告する

## 事故発生時対応フロー

### <応急対応>

- ① 入居者の関連する事故・事件の発生をスタッフが認知
- ② スタッフは発生現場に急行し応急対応を行う（携帯、メモ必携）
- ③ 負傷者の手当→救急車の出動要請
- ④ 交通事故等、事件性の疑われる緊急事態の場合は警察に出動要請
- ⑤ 入居者の安全確保
  - ※ 複数スタッフで勤務中の場合は、まず1名が現場に行き、その他の者はホームで入居者に対応しつつ待機。現場に行ったスタッフの判断により必要であれば応援要請する。
  - ※ 1名で勤務中の場合は、他の入居者が動揺し二次被害が発生しないことを優先する。在宅入居者が落ち着いて問題なければ「少し出かける」ことを伝えて現場に急行する。
- ⑥ スタッフは応急対応後、早急に責任者（サビ管または管理者）に連絡する
- ⑦ 連絡を受けたサビ管及び管理者は相互に連絡を取り合い、事態の認識を共有する
- ⑧ サビ管及び管理者は発生現場に急行し、事態の收拾を行う

### <事後対応>

- ① 管理者は発生の経緯、原因を調査
- ② 再発防止策を策定
- ③ 影響がホーム内のみにとどまらない場合、町内会に報告する
- ④ 第三者への被害がある場合、被害回復を行う